

平成28年度環境省重点施策

平成27年12月
環 境 省

目 次

平成28年度環境省予算（案）の概要	3
はじめに	4
<u>I 東日本大震災からの復興と震災の教訓を踏まえた防災・減災</u>	
1. 東日本大震災からの復興	5
(1) 除染実施計画に沿った除染の実施と中間貯蔵施設の整備の推進等	
(2) 放射性物質に汚染された廃棄物の着実な処理	
(3) 放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策	
(4) 三陸復興国立公園を核としたグリーン復興等の推進	
2. 東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災	6
<u>II 新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けた国内対策の抜本的強化と世界全体の排出削減への貢献</u>	
1. 国内の地球温暖化対策の強化	7
(1) 業務・家庭部門を含む地域まると再エネ・省エネの推進	
(2) 省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の導入のための技術の革新と実証・実用化	
(3) 社会システムを大きく変革する環境金融や国民運動等	
(4) フロン排出抑制法等に基づく戦略的取組の推進	
2. 新たな国際枠組みの構築や優れた低炭素技術の海外展開を通じた世界全体の排出削減への貢献	11
3. 気候変動の影響に対する適応策の計画的、総合的な推進	11
<u>III 循環共生型社会の構築</u>	
1. 循環型社会の形成	12
(1) 新たな循環型社会戦略の策定とリデュース・リユース促進、リサイクル高度化	
(2) 地域の自立・分散型のエネルギーセンターとしての廃棄物エネルギーの徹底活用	
(3) 一般廃棄物処理施設の早急かつ適切な更新及び浄化槽の整備	
(4) 産業廃棄物処理業のグリーン成長	
(5) 有害廃棄物等の適正処理による安心・安全の確保	

2. 自然共生社会の構築	13
(1) 自然との共生	
(2) 重要な生態系の保全と活用	
(3) 人とペットが共生する社会の実現	
3. 地域資源を活用した先進的な地域づくり	15
(1) 自然の恵みの活用を通じて都市と地域が支えあう仕組みの構築	
(2) 地域内の資源を活かした低炭素地域づくり、循環型の地域づくり	
(3) 地域の自然観光資源を活用したエコツーリズムの推進	
(4) 自然環境や地域に配慮した再生可能エネルギー導入の取組	
4. 循環共生型の社会の基盤的施策	16
(1) 循環共生型社会を支える人づくり	
(2) 環境研究・技術開発に係るグリーン・イノベーションの推進	
(3) 化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクを低減する取組の強化	
(4) 水俣病を始めとする公害健康被害対策等の着実な実施	
(5) 人の健康や生態系等を守るための良好な大気・水環境の確保	
5. 2020年に向けた環境政策の展開	18
(1) 生物多様性条約の愛知目標達成に向けた取組	
(2) WSSD2020年目標の達成に向けた取組	
(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組	

Ⅳ G7 富山環境大臣会合等を通じた地球規模の環境対策への貢献

1. G7 富山環境大臣会合等の国際会議を通じた我が国のリーダーシップの発揮	19
2. 我が国の実績ある環境政策、環境技術の海外需要を捉えた国際展開	19
(1) 我が国の循環産業等の国際展開	
(2) 我が国の優れた技術やシステム等を活かした国際的な水銀対策の強化	
(3) 大気汚染、水質汚濁等の分野における国際協力の推進	

平成27年度 補正予算（案）事項一覧	21
--------------------	----

平成28年度 機構・定員の概要	22
-----------------	----

平成28年度 環境省関係税制改正要望の結果概要	23
-------------------------	----

平成28年度環境省予算(案)の概要

【一般会計】

	平成27年度 当初予算額	平成27年度 補正予算(案)	平成28年度	
			当初予算(案)	対前年比
一般政策経費等	億円 1,503	億円 584	億円 1,452	97%
エネルギー対策特別会計へ繰入	1,008	—	1,368	136%
合 計	2,511	584	2,820	112%

【エネルギー対策特別会計】

	平成27年度 当初予算額	平成27年度 補正予算(案)	平成28年度	
			当初予算(案)	対前年比
エネルギー対策特別会計	億円 1,148	億円 —	億円 1,586	138%
うち、エネルギー需給勘定	1,125	—	1,564	139%
電源開発促進勘定	23	—	22	96%

小 計

	平成27年度 当初予算額	平成27年度 補正予算(案)	平成28年度	
			当初予算(案)	対前年比
一般会計＋エネルギー対策特別会計 (除く、エネルギー対策特別会計へ繰入)	億円 2,650	億円 584	億円 3,038	115%

【東日本大震災復興特別会計】

	平成27年度 当初予算額	平成27年度 補正予算(案)	平成28年度	
			当初予算(案)	対前年比
東日本大震災復興特別会計 (復興庁一括計上)	億円 6,636	億円 783	億円 9,153	138%

合 計

	平成27年度 当初予算額	平成27年度 補正予算(案)	平成28年度	
			当初予算(案)	対前年比
合 計	億円 9,286	億円 1,367	億円 12,191	131%

※四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある。

平成28年度環境省重点施策

<はじめに>

平成28（2016）年度は、東日本大震災の発生から5年が経過し、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく復興・創生に向けた次のステージ「復興・創生期間」に入るとともに、伊勢志摩サミットやG7富山環境大臣会合が開催され、また、COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、人類の歴史上初めて、全ての国が参加する新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された後の初年度として、我が国が国際社会に約束した2030年度の温室効果ガス削減目標を踏まえた取組強化を開始する年でもある。

また、5年後の平成32（2020）年度は、世界的な注目度や国民的な関心度も高い2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、気候変動に関する新たな国際枠組みの開始が企図される年であるとともに、生物多様性条約の愛知目標や持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)における化学物質対策に関する目標(WSSD2020年目標)等の目標年として位置づけられている。平成28年度は、こうした節目の年となる2020年に向けて国内の改革や取組を加速させ、環境政策を進化させていく重要な意味を持つ。

これらの事項や、本年6月に閣議決定された政府全体の方針である「経済財政運営と改革の基本方針2015 ～経済再生なくして財政健全化なし～」(骨太方針)、「日本再興戦略」改訂2015 ～未来への投資・生産性革命～(成長戦略)、「まち・ひと・しごと創生(地方創生)基本方針2015 ～ローカル・アベノミクスの実現に向けて～」等を踏まえ、平成28年度重点施策を以下に示す。

※ 本文中、【復興特】と表記のある予算事項は、東日本大震災復興特別会計において要求する予算であり、【エネ特】と表記のある予算事項は、エネルギー対策特別会計において要求する予算である。

I 東日本大震災からの復興と震災の教訓を踏まえた防災・減災

被災地の一日も早い復興を実現するため、平成 28 年度からの復興・創生期間においても着実に放射性物質による環境汚染等への対処を進める。また、大規模災害に備えた取組を進める。

1. 東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復興に向け、除染実施計画に沿った除染を確実に実施するとともに、福島県内の除染により発生した土壌等の中間貯蔵施設の整備と継続的な搬入に向けた取組を推進する。また、放射性物質に汚染された廃棄物の処理を風評被害対策等の充実を図りつつ着実に進める。さらに、個人被ばく線量の把握やリスクコミュニケーション等を通じ、福島県と連携し放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策を推進するとともに、国立公園を活用したグリーン復興に取り組む。

(1) 除染実施計画に沿った除染の実施と中間貯蔵施設の整備の推進等

平成 28 年度を完了予定とする除染実施計画に沿った除染を確実に実施する。福島県内の除染により発生した土壌等を安全かつ集中的に保管する中間貯蔵施設に関する用地交渉の体制確保を進めつつ、用地の状況に応じた施設整備と継続的な搬入に向けた取組を着実に推進するとともに、福島県外での最終処分に向けた土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等を進める。

【主な予算措置】 百万円

・放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施【復興特】 522,393(415,333)

【27年度補正】 78,301

・中間貯蔵施設の整備等【復興特】※ 134,616(75,800)

(うち、中間貯蔵後除去土壌等の減容・再生利用等技術開発等 1,428(930))

※平成27年度は、当初予算額75,800百万円に繰越額を合わせ約125,000百万円規模

(2) 放射性物質に汚染された廃棄物の着実な処理

福島県の汚染廃棄物対策地域内の廃棄物や、その他の県も含めた放射性物質に汚染された指定廃棄物について、風評被害対策等の充実を図りつつ、国の責任において処理を着実に進める。また、市町村等が行う稲わら、牧草等の農林業系廃棄物の処理を促進する。

【主な予算措置】 百万円

・放射性物質汚染廃棄物処理事業等【復興特】 214,021(138,681)

(3) 放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

福島県の県民健康調査を引き続き国として支援するため、放射線の健康影響等に関する調査研究を行う。個人被ばく線量の把握やリスクコミュニケーション等を通じ、福島県と連携し放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策を推進する。

【主な予算措置】

百万円

- | | | |
|-----------------------------------|--------|--------|
| ・放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業【エネ特】 | 1,214(| 1,196) |
| ・住民の個人被ばく線量把握事業【エネ特】 | 419(| 465) |
| ・放射線被ばくによる健康不安対策事業【エネ特】 | 519(| 594) |

(4) 三陸復興国立公園を核としたグリーン復興等の推進

三陸復興国立公園やみちのく潮風トレイルを活用するとともに、自然情報を発信することにより、グリーン復興を推進する。また、避難されている住民の方々の円滑な帰還を促進するため、旧警戒区域内等において、イノシシ等の緊急的な捕獲事業を行う。

【主な予算措置】

百万円

- | | | |
|------------------------------|------|--------|
| ・三陸復興国立公園等復興事業【復興特】 | 880(| 1,828) |
| ・(新)三陸復興国立公園再編成等推進事業費 | 20(| 0) |
| ・旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【復興特】 | 192(| 90) |

2. 東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災

東日本大震災の経験並びに廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正を踏まえ、首都直下地震、南海トラフ巨大地震といった大規模災害も念頭に、災害時に発生する廃棄物を円滑に処理する体制の確保、廃棄物処理施設の耐震化、災害対応拠点化等の廃棄物処理システムの強靱化を進める。また、強靱なまちづくりに資する浄化槽の普及を進める。

【主な予算措置】

百万円

- | | | |
|----------------------------|----------|--------|
| ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業 | 3,504(| 950) |
| | 【27年度補正】 | 5,349 |
| ・循環型社会形成推進交付金（浄化槽分） | 8,421(| 8,421) |
| ・浄化槽システム強靱化事業費 | 13(| 16) |

Ⅱ 新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けた国内対策の抜本的強化と世界全体の排出削減への貢献

世界は、気候変動という困難な問題の解決に向け、新たなスタートを切る。我が国として、2030年度に2013年度比26.0%削減（2005年度比25.4%削減）する温室効果ガス削減目標を着実に実行するためには、特に排出が増加している業務・家庭部門での抜本的な削減が不可避である。また、2050年80%削減目標を達成するため、また、「パリ協定」において、2℃目標が世界の共通目標となり、この長期目標を達成するため排出と吸収のバランスを今世紀後半に実現することを目指すことを踏まえ、今から将来の大幅削減のための技術や社会システムの変革・革新に着手する必要がある。

このため、今後策定する地球温暖化対策計画に基づき、制度、予算等のあらゆる政策手段を総動員し、国内の地球温暖化対策の抜本的強化を図る。加えて、本年末の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」の実施のための詳細ルール構築に積極的に貢献するとともに、二国間クレジット制度（JCM）等の推進による優れた低炭素技術の普及を促進する。

1. 国内の地球温暖化対策の強化

環境省が旗振り役となり、関係省庁、地方公共団体、産業界、NPO等多様な主体と連携しつつ、経済社会システムやライフスタイルのあり方の変革を含め、国民各界各層が一丸となった地球温暖化対策を推進する。このため、我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向け、更にその先の大幅削減も視野に入れ、地球温暖化対策のための税を最大限活用し、特に業務・家庭部門での40%削減実現への第一歩として、地域まるごと再エネ・省エネの推進、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の導入のための技術の革新と実証・実用化、環境金融や国民運動等による社会システムの変革に取り組むことで、国内の地球温暖化対策の抜本的強化・大幅削減に向けたスタートを切る。

（1）業務・家庭部門を含む地域まるごと再エネ・省エネの推進

自然環境や地域に配慮した再エネ・省エネを推進するために自治体や民間事業者等が進める取組を、地域の実情や取組内容に応じて支援し、業務・家庭部門の大幅な温室効果ガス排出量削減を実現させるとともに、地域活性化にもつなげていく。

①地域内の再生可能エネルギー由来の電気・熱や未利用熱の最大限の活用

【主な予算措置】		百万円
・（新）再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（経済産業省連携事業）		
【エネ特】	6,000（	0）
・（新）公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業【エネ特】	2,550（	0）
・（新）上水道システムにおける省CO2促進モデル事業（厚生労働省連携事業）		
【エネ特】	2,400（	0）

- ・(新)木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業(経済産業省連携事業)【エネ特】 400(0)

②省エネによる地域内の大幅なCO2削減(高効率照明をはじめとする我が国の優れた低炭素技術の普及等)

【主な予算措置】	百万円	
・(新)地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業【エネ特】	5,000	(0)
・(新)業務用ビル等における省CO2促進事業(一部経済産業省・国土交通省連携事業)【エネ特】	5,500	(0)
・(新)賃貸住宅における省CO2促進モデル事業(国土交通省連携事業)【エネ特】	2,000	(0)
・(新)地域におけるLED照明導入促進事業【エネ特】	1,600	(0)
・(新)次世代省CO2型データセンター確立・普及促進事業(総務省連携事業)【エネ特】	1,200	(0)
・先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業【エネ特】	3,700	(2,800)

③公共交通・物流システムの再エネ・省エネ導入促進

【主な予算措置】	百万円	
・(新)物流分野におけるCO2削減対策促進事業(国土交通省連携事業)【エネ特】	3,700	(0)
・(新)先進環境対応トラック・バス導入加速事業(国土交通省・経済産業省連携事業)【エネ特】	1,000	(0)
・中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業(国土交通省連携事業)【エネ特】	2,965	(2,965)
・低炭素化に向けた公共交通利用転換事業(国土交通省連携事業)【エネ特】	650	(650)
・(新)信号情報活用運転支援システムによるエコドライブ推進事業(警察庁連携事業)【エネ特】	100	(0)

④先導的低炭素技術(L2-Tech) 導入とCO2削減ポテンシャル診断による徹底した省エネの推進

【主な予算措置】	百万円	
・L2-Tech(先導的低炭素技術)導入拡大推進事業【エネ特】	4,000	(350)
・CO2削減ポテンシャル診断推進事業【エネ特】	2,000	(1,650)

(2) 省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の導入のための技術の革新と実証・実用化

温室効果ガス排出量が多く増加傾向が続く民生・需要分野の削減に効果の高い技術を対象に、実用化間近の先導的技術の開発等と、将来必須の技術開発の両方を戦略的に推進する。

①社会を一新する最先端技術、将来の必須技術、低コスト化技術等の開発

【主な予算措置】	百万円	
・再エネ等を活用した水素社会推進事業（蓄エネルギー効果も発揮する低炭素な水素社会の構築）（一部経済産業省連携事業）【エネ特】	6,500	(2,650)
・CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業【エネ特】	6,500	(6,500)
・未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業【エネ特】	1,900	(1,500)
・CCS（※二酸化炭素回収・貯留）によるカーボンマイナス社会推進事業（一部経済産業省連携事業）【エネ特】	6,000	(2,500)
・（新）海洋環境保全上適正な海底下CCS実施確保のための総合検討事業【エネ特】	260	(0)
・（新）低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業【エネ特】	2,000	(0)
・潮流発電技術実用化推進事業（経済産業省連携事業）【エネ特】	900	(1,000)

②先進的な対策技術の実証・導入支援

【主な予算措置】	百万円	
・再エネ等を活用した水素社会推進事業（一部経済産業省連携事業）【エネ特】（再掲）	6,500	(2,650)
・自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業【エネ特】	1,300	(1,000)

③温室効果ガスの削減に効果的な次世代素材活用の推進

【主な予算措置】	百万円	
・セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業（経済産業省・農林水産省連携事業）【エネ特】	3,300	(300)

(3) 社会システムを大きく変革する環境金融や国民運動等

低炭素化の取組が事業者等において自主的・積極的に行われるよう環境金融の拡大を図り、さらなる民間資金を低炭素分野に呼び込むとともに、こうした取組を支える人材の育成、国民運動等を推進する。

①金融を活用した低炭素投融资の促進

【主な予算措置】	百万円	
・地域低炭素投資促進ファンド事業【エネ特】	6,000(	4,600)
・環境金融の拡大に向けた利子補給事業【エネ特】	2,070(	2,224)
・エコリース促進事業【エネ特】	1,800(	1,800)
・地域経済と連携した省CO2化手法促進モデル事業【エネ特】	400(	250)
・金融のグリーン化推進事業	48(	44)

②人材育成・国民運動の推進、情報提供等の基盤整備

【主な予算措置】	百万円	
・低炭素社会の構築に向けた国民運動事業【エネ特】	1,700(	1,500)
・低炭素社会の実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減工程検討及びボトルネック解消等調査費【一部エネ特】	552(	552)
・中小企業による環境経営の普及促進事業及びグリーン経済における情報開示基盤の整備事業	50(	58)

③エネルギー転換部門の低炭素化の推進

【主な予算措置】	百万円	
・(新)CO2 中長期大幅削減のためのエネルギー転換部門低炭素化のあり方検討事業【エネ特】	100(	0)

(4) フロン排出抑制法等に基づく戦略的取組の推進

フロン類の製造から使用、充填・回収、再生・破壊に至るライフサイクル全体にわたる排出抑制に取り組む。抜本的対策であるノンフロン製品への転換に向けた導入支援を強化する。

【主な予算措置】	百万円	
・先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業（一部国土交通省・経済産業省連携事業）【エネ特】	7,500(	6,384)

2. 新たな国際枠組みの構築や優れた低炭素技術の海外展開を通じた世界全体の排出削減への貢献

「パリ協定」に関する今後の詳細ルール策定交渉において、JCMの実施等の経験に基づく我が国の提案を打ち出し、各国との対話・交渉を進める。

また、JCMプロジェクトの大規模展開や主要各国等との連携を通じた優れた低炭素技術の普及を促進することにより、世界全体の温室効果ガス排出削減に貢献する。

【主な予算措置】

百万円

- ・ 将来国際枠組みづくり推進経費 140(142)
- ・ いぶき (GOSAT) 観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備 24(24)

【27年度補正】 210

- ・ 二国間クレジット制度 (JCM) 資金支援事業【エネ特】 8,700(7,200)
- ・ 二国間クレジット制度 (JCM) 推進のためのMRV等関連する技術高度化事業【エネ特】 4,421(3,430)
- ・ 途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業【エネ特】 1,400(1,500)
- ・ (新)先進国間の優れた温暖化対策技術の評価連携事業【エネ特】 74(0)

3. 気候変動の影響に対する適応策の計画的、総合的な推進

平成 27 年 11 月 27 日に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」に基づき、地方公共団体及び開発途上国における適応の取組の支援や適応の推進体制の構築等を行う。

【主な予算措置】

百万円

- ・ 気候変動影響評価・適応推進事業 467(461)
- ・ 地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 335(335)

Ⅲ 循環共生型社会の構築

低炭素社会の構築、循環型社会の形成、自然共生社会の構築、人材育成や環境リスク低減等の地域社会の基盤づくりを着実にを行うとともに、「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続可能な社会（循環共生型社会）の実現を目指して、地域資源を活用した先進的な地域づくりを行う。

1. 循環型社会の形成

本年6月開催のG7エルマウ・サミットの結果やリサイクル各法の見直し等を踏まえた新たな循環型社会戦略の策定、リデュース・リユースの促進及びリサイクルの高度化を図るとともに、廃棄物処理施設を自立・分散型の低炭素エネルギーセンターとして廃棄物エネルギーを徹底活用する。また、社会の安心・安全を確保するため、一般廃棄物処理施設の早急かつ適切な更新及び浄化槽の整備のほか、PCB廃棄物の処理促進、水銀廃棄物の適正処理、不法投棄対策、有害廃棄物等の不適正な輸出入対策等を推進する。さらに、廃棄物処理法の点検を進める。

（1）新たな循環型社会戦略の策定とリデュース・リユース促進、リサイクル高度化

【主な予算措置】	百万円	
・循環型社会形成推進等経費	88(	97)
・(新)G7等国際動向を踏まえた次期循環型社会形成推進基本計画等検討事業	51(	0)
・食品リサイクル推進事業費	35(	31)
・自動車リサイクル推進事業費	23(	21)
・省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業【エネ特】	1,200(	900)
・エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業（3R技術・システムの低炭素化促進検討・実証事業）【エネ特】	500(	500)

（2）地域の自立・分散型のエネルギーセンターとしての廃棄物エネルギーの徹底活用

【主な予算措置】	百万円	
・廃棄物処理施設への先進的設備導入推進事業【エネ特】	19,740(	14,000)
・(新)低炭素型廃棄物処理支援事業【エネ特】	1,700(	0)
・廃棄物発電の高度化支援事業【エネ特】	260(	218)
・(新)廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業【エネ特】	200(	0)

(3) 一般廃棄物処理施設の早急かつ適切な更新及び浄化槽の整備

【主な予算措置】		百万円
・循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）	28,000(	35,466)
	【27年度補正】	38,300
・循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）（再掲）	8,421(	8,421)
・(新)浄化槽普及戦略策定事業費	25(	0)

(4) 産業廃棄物処理業のグリーン成長

【主な予算措置】		百万円
・産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業	100(	100)

(5) 有害廃棄物等の適正処理による安心・安全の確保

【主な予算措置】		百万円
・P C B 廃棄物適正処理対策推進事業	150(	166)
	【27年度補正】	177
・P C B 廃棄物処理設備のP C B 除去・原状回復事業費	3,000(	1,000)
・P C B 廃棄物処理施設整備事業	1,700(	3,800)
	【27年度補正】	2,000
・水俣条約に基づく水銀廃棄物の環境上適正な処理の支援等事業	155(	140)
・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	300(	348)
	【27年度補正】	2,487
・I Tを活用した循環型地域づくり基盤整備事業	100(	40)
・適正な資源循環に向けた廃棄物等の不法輸出入に係る対策強化	67(	48)

2. 自然共生社会の構築

生物多様性条約の愛知目標の達成に向けて、改正鳥獣法に基づく鳥獣保護管理の抜本的強化や担い手の育成、外来種防除による地域のいきものの再生、国立公園や世界自然遺産、生態系保全上重要な地域の保全・活用、希少野生動植物の保全等を着実に進めるとともに、自然の恵みの活用を通じて都市と地域が支えあう仕組みの構築を進めることで、自然共生社会を維持・強化する。また、国立公園・国民公園のトイレ等のユニバーサルデザイン対応や、自然観光資源を活用したエコツーリズムにより地域の活性化に貢献する。さらに、終生飼養の推進など、人とペットが共生する社会の実現を図る。

(1) 自然との共生

①鳥獣保護管理の抜本的強化、担い手となる人材の育成

【主な予算措置】		百万円
・指定管理鳥獣捕獲等事業費	500(	500)
	【27年度補正】	503

・鳥獣保護管理強化総合対策事業費（ゼニガタアザラシ等被害対策を含む）	768（	768）
------------------------------------	------	------

②外来種防除による地域のいきものの再生

【主な予算措置】		百万円
・（新）対策困難外来種防除計画策定調査費	40（	0）
・特定外来生物防除等推進事業	486（	451）
・外来生物対策管理事業費	40（	42）

（２）重要な生態系の保全と活用

①国立公園や世界自然遺産、生態系保全上重要な地域の保全・活用

【主な予算措置】		百万円
・自然公園等事業費	8,113（	8,272）
	【27年度補正】 1,000	
・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費	450（	617）
・国立公園等管理体制強化費（アクティブ・レンジャー）	368（	326）
・特定民有地買上事業費	300（	102）
・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業費	281（	278）
・自然環境保全基礎調査費（植生図整備推進）	171（	149）

②希少野生動植物種の保全

【主な予算措置】		百万円
・（新）希少種保全のためのノネコ対策事業費	20（	0）
・特定野生生物保護対策費	291（	290）
・希少野生動植物種保存推進費	187（	187）

③国立公園・国民公園のトイレ等のユニバーサルデザイン対応の推進等

【主な予算措置】		百万円
・（新）国立公園におけるユニバーサルデザインプロジェクト事業	40（	0）
・（新）観光立国に向けた公園利用施設のユニバーサルデザイン等導入促進事業（自然公園等事業費の一部）	689（	0）

（３）人とペットが共生する社会の実現

【主な予算措置】		百万円
・動物適正飼養推進・基盤強化事業	102（	97）
・動物収容・譲渡対策施設整備費補助	95（	95）

3. 地域資源を活用した先進的な地域づくり

再生可能エネルギー、廃棄物、豊かな自然の恵み等の地域資源を活用して地方創生にも資する先進的な地域づくりを進めることにより、都市と地域が支えあう「環境・経済・社会」が統合した持続可能な社会（循環共生型社会）の実現を図る。また、自然環境や地元配慮した再生可能エネルギー導入の取組を進める。

なお、環境省は、内閣府計上の「新型交付金」に18億円（概算要求枠）を拠出している。この「新型交付金」により、各地域における、日本版DMOを核として環境保全をしつつ観光を振興する地域づくり等の分野における先駆的な取組等を支援していくことが想定されている。

(1) 自然の恵みの活用を通じて都市と地域が支えあう仕組みの構築

【主な予算措置】	百万円
・(新)地域循環共生圏構築事業	85(0)

(2) 地域内の資源を活かした低炭素地域づくり、循環型の地域づくり

【主な予算措置】	百万円
・(新)再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（経済産業省連携事業）	
【エネ特】（再掲）	6,000(0)
・(新)低炭素型廃棄物処理支援事業【エネ特】（再掲）	1,700(0)
・循環型社会形成推進等経費（再掲）	88(97)

(3) 地域の自然観光資源を活用したエコツーリズムの推進

【主な予算措置】	百万円
・エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	39(84)

(4) 自然環境や地元配慮した再生可能エネルギー導入の取組

【主な予算措置】	百万円
・(新)国立公園等における再生可能エネルギーの効率的導入促進事業【エネ特】	
	700(0)
・風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（経済産業省連携事業）【エネ特】	888(1,173)
・風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業【エネ特】	341(158)

4. 循環共生型の社会の基盤的施策

現在及び将来の世代が健全で良好な環境の中で暮らしを営める循環共生型社会の基盤を確保するため、人づくりや環境リスク低減の取組等を進める。

(1) 循環共生型社会を支える人づくり

全国的な環境教育・E S D (Education for Sustainable Development : 持続可能な開発のための教育) 支援のためのネットワーク機能の体制整備を行うとともに、地域に根差した人づくり、拠点づくりを進めることにより、循環共生型の地域社会の基盤の構築を図る。

【主な予算措置】	百万円	
・「国連ESDの10年」後の環境教育推進費	218(	45)
・持続的な地域創生を推進する人材育成拠点形成モデル事業【エネ特】	170(	200)
・(新)国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業	7(	0)

(2) 環境研究・技術開発に係るグリーン・イノベーションの推進

環境研究・技術開発の推進戦略（平成27年8月20日中環審答申）を受けて、環境分野において今後5年間で重点的に取組むべき研究・技術開発の課題を設定するとともに、研究・技術開発成果の政策立案への貢献や社会実装に向けた施策を推進する。

【主な予算措置】	百万円	
・環境研究総合推進費	5,100(	5,300)

(3) 化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクを低減する取組の強化

化学物質審査規制法の見直し等、化学物質対策を一層充実・強化するための調査検討を進める。また、大規模かつ長期のコホート調査を実施し、環境要因が子どもの健康に与える影響を解明する。水銀については、水銀汚染防止法及び改正大気汚染防止法に基づき包括的に対策を推進する。

①化学物質審査規制法の見直し等の化学物質対策の強化に向けた検討

【主な予算措置】	百万円	
・化学物質緊急安全点検調査費	223(	206)
・P R T R制度運用・データ活用事業	130(	134)
・化学物質環境実態調査費	319(	319)
・化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業	200(	216)
・全国POPs(残留性有機汚染物質)残留状況の監視事業	153(	134)

②子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の推進

【主な予算措置】		百万円
・子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）	4,462(	4,520)
	【27年度補正】	1,298

③水銀汚染防止法等に基づく包括的な水銀対策の推進

【主な予算措置】		百万円
・水銀に関する水俣条約実施推進事業	260(	237)

(4) 水俣病を始めとする公害健康被害対策等の着実な実施

水俣病特措法に基づき、医療・福祉、再生・融和及び地域振興等、水俣病問題解決のための総合的な対応を図る。また、石綿健康被害の救済、環境保健サーベイランス調査等を着実に実施する。

【主な予算措置】		百万円
・水俣病総合対策関係経費（「環境首都水俣」創造事業含む）	12,026(	11,982)
・水俣病の治療向上に関する研究調査	22(	18)
・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	200(	193)
・環境保健サーベイランス調査費（健康影響等調査）	192(	176)

(5) 人の健康や生態系等を守るための良好な大気・水環境の確保

PM2.5のモニタリングの充実、生成機構の解明等を進めるとともに、密接に関連する光化学オキシダントも含めて総合的な大気汚染対策を推進する。また、自動車に起因する環境負荷の低減等を推進する。水環境については、地下水の保全をはじめとする健全な水循環の確保等、総合的な海洋ごみ対策等によりきれいで豊かな沿岸域等の保全・再生を推進する。

①微小粒子状物質（PM2.5）対策、光化学オキシダント対策等の総合的な大気汚染対策の推進

【主な予算措置】		百万円
・微小粒子状物質（PM2.5）等総合対策費	649(	500)
・自動車等大気環境総合対策費	226(	200)
・自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費	181(	173)
・大気汚染物質による曝露影響研究費	245(	273)

②地下水の保全をはじめとする健全な水循環等の確保

【主な予算措置】		百万円
・地下水質保全推進費	61(	18)
・水質環境基準検討費	182(	154)
・閉鎖性海域環境保全推進等調査費	132(	132)

・農薬環境影響対策費	61(	50)
------------	-----	-----

③回収処理、発生抑制対策等の総合的な海洋ごみ対策の推進やきれいで豊かな沿岸域等の保全・再生の推進

【主な予算措置】		百万円
・海岸漂着物等地域対策推進事業	400(	350)
	【27年度補正】	2,602
・漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費	79(	88)
・豊かさを実感できる海の再生事業	135(	70)

5. 2020年に向けた環境政策の展開

2020年をモメンタムとして政策を加速化するとともに、世界に対し日本の環境技術や対策を発信すべく、取組を強化する。

(1) 生物多様性条約の愛知目標達成に向けた取組

「生物多様性国家戦略 2012-2020」の更なる推進及び適応の観点も踏まえた次期国家戦略の検討を行う。

【主な予算措置】		百万円
・生物多様性国家戦略推進費	28(	28)

(2) WSSD2020年目標の達成に向けた取組

持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で採択された化学物質対策に関する目標（WSSD2020年目標）を達成するため、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」（SAICM：サイカム）の国内実施計画の実施等を行う。

【主な予算措置】		百万円
・SAICM 国内実施計画推進事業	15(	17)

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

環境技術の導入に向けた調査検討、内外への情報発信や熱中症対策等を行う。

【主な予算措置】		百万円
・熱中症対策推進事業	80(	60)

IV G 7 富山環境大臣会合等を通じた地球規模の環境対策への貢献

地球規模の環境課題への対処において、来年の伊勢志摩サミットやG 7 富山環境大臣会合等を通じ、国際社会を一層リードする。併せて、開発途上国の実情に合わせた支援等により、国際協力を強化するとともに我が国の経済成長にもつなげる。

1. G 7 富山環境大臣会合等の国際会議を通じた我が国のリーダーシップの発揮

G 7 富山環境大臣会合等における議論や持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施等に取り組む。また、同じく来年日本で開催予定の日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）等の機会を適切に捉え、アジア太平洋地域における戦略的な環境協力を推進する。

【主な予算措置】	百万円	
・(新)2016年G 7 サミット・環境大臣会合開催経費	182(	0)
・(新)G 7 等国際動向を踏まえた次期循環型社会形成推進基本計画等検討事業（再掲）	51(	0)
・環境国際協力推進費	187(	184)
・国際連携戦略推進費	99(	113)
・越境大気汚染対策推進費	342(	326)

2. 我が国の実績ある環境政策、環境技術の海外需要を捉えた国際展開

アジア太平洋地域を中心とする開発途上国の実情に合わせ、優れた環境技術の活用を基軸とした制度づくりや人材育成等の幅広い支援の展開を行うことで、これらの国々の一足飛び型の発展を実現させ、地球環境の保全に貢献する。同時に、海外需要を適確に取り込んでビジネス展開を促進することで我が国の経済成長にもつなげる。

(1) 我が国の循環産業等の国際展開

【主な予算措置】	百万円	
・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業（国際展開支援）	270(	340)
・循環産業の国際展開に係る海外でのCO2削減に向けた実証支援事業【エネ特】	250(	150)
・アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金	49(	30)
・し尿処理システム国際普及推進事業費	16(	15)
・環境配慮型製品の国際展開促進経費	25(	25)

(2) 我が国の優れた技術やシステム等を活かした国際的な水銀対策の強化

【主な予算措置】	百万円	
・水銀に関する水俣条約実施推進事業（再掲）	260(	237)
・(新)水俣条約の実施に向けた水銀発生源追跡手法の開発研究	91(	0)

(3) 大気汚染、水質汚濁等の分野における国際協力の推進

【主な予算措置】

百万円

・アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業【エネ特】

765(750)

・我が国の優れた水処理技術の海外展開支援

90(86)

平成27年度補正予算（案）事項一覧

総額 1,367億円

1. 東日本大震災からの復興	783億円
○放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	783億円
2. 国民生活の安全・安心の確保	554億円
○循環型社会形成推進交付金	383億円
○大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業	53.5億円
○産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	24.9億円
○PCB廃棄物処理施設整備事業	20億円
○PCB廃棄物適正処理対策推進事業	1.8億円
○海岸漂着物等地域対策推進事業	26億円
○災害等廃棄物処理事業費補助金	41.8億円
○廃棄物処理施設災害復旧事業費補助	2.9億円
3. 循環共生型社会の構築	30億円
○指定管理鳥獣捕獲等事業費	5億円
○自然公園等事業費	10億円
○子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）	13億円
○いぶき（GOSAT）後継機の開発体制の強化等	2.1億円

平成28年度機構・定員の概要（環境省）

<機 構>

- 情報セキュリティ・情報化推進審議官の新設
- 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策室（省令職）の新設
- 地球環境局地球温暖化対策課事業監理官（省令職）の新設
- 自然環境局自然環境整備課の設置

<定 員>

増員：47名（本省10名（うち時限3）、地方37名（うち時限31））

【主な増員事項】

<本省 8名>

1. 災害廃棄物対策のための体制の強化
2. 「水銀に関する水俣条約」対応のための体制の強化
3. 気候変動の適応対策のための体制の強化
4. 微小粒子状物質（PM2.5）対策のための体制の強化 など

<本省・震災復興 2名>

1. 中間貯蔵施設の用地のうち大規模工場等に関する補償審査等のための体制の強化

<地方環境事務所 7名>

1. 災害廃棄物対策のための体制の強化
2. 国内希少野生動植物種の指定及び保護に関する体制の強化 など

<地方環境事務所・震災復興 30名>

1. 中間貯蔵施設整備、汚染廃棄物処理等に係る体制の強化

平成28年度 環境省関係税制改正要望の結果概要

平成27年12月

1. 税制全体のグリーン化の推進

(地球温暖化対策)

- エネルギー課税について、
 - ・ 平成24年10月から段階的に施行することとされている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源CO₂の排出抑制対策を強化すること
 - ・ 揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持することとされた。

(車体課税)

- 車体課税については、平成28年度税制改正大綱（平成27年12月16日自由民主党・公明党。以下「大綱」という。）において、以下のとおり盛り込まれた。

〔大綱13～14、80～86頁〕

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

5 車体課税の見直し

自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱等を踏まえ、消費税率10%への引上げ時である平成29年4月1日に廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ平成29年4月1日から導入する。

環境性能割においては、税率区分として平成32年燃費基準を用いるとともに、平成27年度燃費基準も一部用いることとし、自動車の消費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じた負担の軽減を図る。環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年毎に見直しを行う。

平成27年度末で期限切れを迎える自動車税のグリーン化特例（軽課）については、基準の切り替えと重点化を行った上で1年間延長する。また、同じく平成27年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、1年間延長する。なお、環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃料水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正におい

て具体的な結論を得る。その際、累次の与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担としての性格等を踏まえる。

なお、消費税率 10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成 29 年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

第二 平成 28 年度税制改正の具体的内容

2 車体課税の見直し

(地方税)

(1) 自動車取得税の廃止

自動車取得税は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

同日までの自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例によるなど、所要の措置を講ずる。

(2) 自動車税及び軽自動車税における環境性能割（仮称）の創設

自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割（仮称）を設ける。これに伴い、現行の自動車税を自動車税排気量割（仮称）とし、現行の軽自動車税を軽自動車税排気量割（仮称）とするなど、所要の措置を講ずる。

自動車税及び軽自動車税の環境性能割（以下「環境性能割」という。）は、次のとおりとする。

① 納税義務者等

環境性能割は、自動車の取得が行われた際に、当該自動車の主たる定置場の所在地において、当該自動車を取得した者に課する。

(注) 課税対象となる自動車は、現行の自動車取得税の対象と同一とする。また、国等に対する非課税、相続による取得に対する非課税など、所要の非課税規定等を設ける。

② 課税主体

環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として市町村が課す税とする。

ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、道府県が賦課徴収等を行うものとする。

(注 1) 上記の「登録車」とは、普通自動車及び三輪以上の小型自動車をいう。

(注 2) 上記の「軽自動車」とは、三輪以上の軽自動車をいう。

(注3) 道府県が賦課徴収する軽自動車税環境性能割については、市町村が徴収取扱費を負担する。

③ 課税標準と免税点

環境性能割の課税標準は、自動車の取得価額とし、免税点は、50万円とする。

④ 徴収の方法

環境性能割は、申告納付とする。(申告書に証紙を貼って納付する方法を原則とし、現金による納付も可能とする。)

⑤ 環境性能に応じた税率の適用及び非課税

イ 次に掲げる自動車に係る環境性能割を非課税とする。

(イ) 電気自動車

(ロ) 天然ガス自動車で平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ハ) プラグインハイブリッド自動車

(ニ) 乗用車で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

(ホ) 車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

(ヘ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成17年排出ガス規制)に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成17年排出ガス基準値より75%以上)窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの

(ト) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車)のうち、平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの

(チ) 平成21年排出ガス規制に適合する乗用車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

(リ) 車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで平成28年排出ガス規制に適合

する自動車又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ヌ) 車両総重量が 3.5t を超えるバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 15%以上燃費性能の良いもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

ロ 次に掲げる自動車に係る環境性能割の税率を 1%（一定税率）とする。（上記イに該当するものを除く。営業用の自動車については、当分の間、0.5%（一定税率）とする。）

(イ) 乗用車で平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 32 年度燃費基準を満たすもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ロ) 車両総重量が 2.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 15%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ハ) 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成 17 年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの

(ニ) 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車）のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの

(ホ) 車両総重量が 3.5t を超えるバス・トラックで平成 28 年排出ガス規制に適合する自動車又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ヘ) 車両総重量が 3.5t を超えるバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの

(軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

ハ 次に掲げる自動車に係る環境性能割の税率を2% (一定税率) とする。(上記イ又はロに該当するものを除く。営業用の自動車については、当分の間、1% (一定税率) とする。)

(イ) 乗用車で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

(ロ) 車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

(ハ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成17年排出ガス規制)に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成17年排出ガス基準値より75%以上)窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの

(ニ) 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車(揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車)のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの

(ホ) 車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで平成28年排出ガス規制に適合する自動車又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの(軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

(ヘ) 車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの(軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)

ニ イからハまでに掲げる自動車以外の自動車に係る環境性能割の税率を3% (一定税率) とする。(営業用の自動車及び軽自動車については、当分の間、2% (一定税率) とする。)

⑥ 用途、構造等による特例措置

イ 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境

性能割について、非課税とする措置を平成 29 年 4 月 1 日から 2 年間に限り講ずる。

ロ 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）に係る環境性能割について、現行の自動車取得税と同様の課税標準の特例措置を平成 29 年 4 月 1 日から 2 年間に限り講ずる。

ハ 車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置を搭載した自動車（新車に限る。）に係る環境性能割について、現行の自動車取得税と同様の課税標準の特例措置を平成 29 年 4 月 1 日から 2 年間に限り講ずる。

ニ 被災代替自動車の取得に係る環境性能割について、非課税とする措置を平成 29 年 4 月 1 日から 2 年間に限り講ずる。

⑦ 市町村交付金

道府県は、自動車税環境性能割について、その税収から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の 100 分の 65 を市町村に交付するものとする。交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。

⑧ 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の自動車の取得に対して課する環境性能割について適用する。

⑨ 税率適用基準の見直し

上記⑤に定める税率適用基準については、2 年ごとに見直すものとする。

⑩ その他

課税標準の算定方法、納付の手続き、滞納処分、罰則等に関する所要の規定を整備する。

(3) グリーン化特例の見直し及び延長

自動車税及び軽自動車税において講じている燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「グリーン化特例」）について、次のとおり適用期限を 1 年延長する。

① 自動車税のグリーン化特例（軽課）

平成 28 年度に新車新規登録された自動車について、以下のとおり、当該登録の翌年度に特例措置を講ずる。

イ 次に掲げる自動車について、税率を概ね 100 分の 75 軽減する。

（イ）電気自動車

（ロ）天然ガス自動車で平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

（ハ）プラグインハイブリッド自動車

（ニ）平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%

以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

（ホ）平成 21 年排出ガス規制に適合する乗用車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

ロ 平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）について、税率を概ね 100 分の 50 軽減する。

② 自動車税のグリーン化特例（重課）

現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を 1 年延長し、平成 29 年度分を特例措置の対象とする。

③ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を 1 年延長し、平成 28 年度に新規取得した三輪以上の軽自動車（新車に限る。）について適用する。

(4) その他

その他所要の措置を講ずる。

（森林・自然の維持・回復）

- 森林吸収源対策等に関する財源確保について、大綱において、以下のとおり位置づけられた。

〔大綱 15～16 頁〕

7 森林吸収源対策

2020 年度及び 2020 年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、以下の措置を講じる。

- （1）エネルギー起源 CO₂ の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図ることとし、経済産業省、環境省、林野庁の 3 省庁は連携して取り組む。
- （2）森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難

や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

2. 個別のグリーン化措置

（１）廃棄物対策

➤ 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

〔大綱 70～71 頁〕

特定廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用として特定災害防止準備金を積み立てた際に、当該積立金の額を損金又は必要経費に算入できる特例措置について、先行積立てに係る積立額が損金の額に算入できないことを明確化した上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

➤ 公害防止用設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る特例措置（固定資産税）

〔大綱 53 頁〕

公害防止用設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置（ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場：1/2、PCB 廃棄物等処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設：1/3、汚水・廃液処理施設：1/3 を参酌して 1/6 以上 1/2 以下の範囲内において市町村条例で定める割合）について、ごみ処理施設のうち石綿含有廃棄物無害化処理用設備を適用対象から除外し、一般廃棄物の最終処分場について、課税標準を価格の 2/3 とする見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

(2) その他

➤ 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）（法人税、所得税、法人住民税、事業税）

〔大綱 68～69 頁〕

環境関連投資に係る法人税の特別償却等の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされた。

- ① 風力発電設備について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却ができる措置（即時償却）を廃止する。
- ② 対象資産について、太陽光発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備以外のものとする等の見直しを行う。
- ③ 税額控除の対象資産から車両運搬具を除外する。

➤ 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置（固定資産税）

〔大綱 48 頁〕

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準を最初の3年間 2/3 とする特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされた。

- ① 太陽光発電設備については、同法に規定する認定発電設備の対象外であって政府の補助を受けて取得した一定の設備に適用対象を見直した上、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。
 - イ 大臣配分資産又は知事配分資産 3分の2
 - ロ その他の資産 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合
- ② 風力発電設備については、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。
 - イ 大臣配分資産又は知事配分資産 3分の2
 - ロ その他の資産 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合
- ③ 水力発電設備及び地熱発電設備については、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。
 - イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1
 - ロ その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

④ バイオマス発電設備については、適用対象を一定の規模未満の設備に限定した上、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1

ロ その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

➤ **省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置（固定資産税）**

〔大綱 50 頁〕

一定の省エネ改修工事を行った既存住宅について、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額を 1/3 減額する措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

イ 床面積要件（改修後の住宅の床面積が 50 m²以上）を追加する。

ロ 工事費要件について、50 万円超から 50 万円超（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。）とする。

➤ **認定長期優良住宅に係る特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）**

〔大綱 45、51、53 頁〕

- ・ 省エネ性能をその要件に含む新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税について、新築住宅は新たに固定資産税が課される年度から 5 年度分（通常の新築住宅は 3 年度分）、中高層耐火建築物は 7 年度分（通常の中高層耐火建築物は 5 年度分）に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額から 1/2 を減額する特例措置の適用期限を 2 年延長することとされた。
- ・ 省エネ性能をその要件に含む新築の認定長期優良住宅を取得した場合の不動産取得税について、課税標準を当該住宅の価格から 1300 万円（通常の新築住宅は 1200 万円）控除した額とする特例措置の適用期限を 2 年延長することとされた。
- ・ 省エネ性能をその要件に含む認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率を軽減する特例措置（保存登記 1.5/1000→1/1000、移転登記 3/1000→2/1000（中高層耐火建築物は 1/1000））について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

➤ **認定低炭素住宅に係る特例措置（登録免許税）**

〔大綱 46 頁〕

認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率を軽減する特例措置（保存登記 1.5/1000→1/1000、移転登記 3/1000→1/1000）について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

➤ **再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人に係る特例措置（法人税）**

〔大綱 68 頁〕

再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人に係る特例措置について、以下の措置が講じられることとなった。

特定の資産の割合が総資産の 50%を超えていることとする要件について、特定の資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間を再生可能エネルギー発電設備を最初に賃貸の用に供した日から 20 年（現行：10 年）以内に終了する各事業年度とする。

➤ **被災自動車等に係る特例措置（自動車重量税）**

〔大綱 87 頁〕

東日本大震災による津波被害等により被災した自動車等について、車検残存期間（平成 23 年 3 月 11 日から車検期間満了日まで）に相当する自動車重量税を還付する特例措置について、その適用期限を 3 年延長することとされた。